2025年9月吉日
永和信用金庫

「キャッシュカードご利用限度額引き下げ」のお知らせ

（特殊詐欺被害防止対策）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客さまをねらい、警察官や銀行協会を騙ってキャッシュカードと暗証番号を盗み取る「キャッシュカード手交型の特殊詐欺被害」が多発しています。

当金庫では、こうした特殊詐欺からお客さまの大切なご預金をお守りする対策として、**70歳以上のお客さまを対象にキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額を下記のとおり30万円に引き下げさせていただきます。**

お客さまにはご不便をおかけしますが、大阪府警と連携しお客さまの大切なご預金をお守りする取り組みとして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〇被害防止対策の内容〇

引き下げ対象となるお客さま	**キャッシュカードをお持ちの70歳以上のお客さま**
キャッシュカードによる1日あたりの限度額	**30万円**

※70歳を迎えられた月の翌月より、自動的に引き下げられます。

※[1] 他金融機関・コンビニATMで過去1年以上、キャッシュカードのご利用がない口座のご利用限度額は5万円に引き下げられます。

※[2] 当金庫の ATM で過去1年以上、キャッシュカードによる振込をされていない口座は振込利用を制限させていただきます。

※ご利用限度額は ATM でも随時引下げすることが可能です。

※[1,2] お客さまのご希望でご利用限度額の変更ならびに振込利用制限解除の届出をされている口座は対象外です

〇引き下げ開始日〇

2025 年 11 月 4 日（火）

〇限度額の引き上げをご希望の場合〇

平日の営業時間内に、お取引店でご本人さまによるお手続きをお願いいたします。

【ご持参いただくもの】

・キャッシュカード、お届印、本人確認書類（マイナンバーカード等の顔写真の場合は1点、健康保険資格確認書等の顔写真がない場合は2点）